

平成26年7月10日

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年7月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年7月10日（木曜日）

午前9時 開議

場 所 美里町近代文学館視聴覚会議室

出席委員（5名）

1番	委員	長	佐々木	勝男	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		後藤	眞琴	君
4番	委員		佐藤	三昭	君
5番	教育	長	佐々木	賢治	君

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷	芳和	君
教育総務課課長補佐	寒河江	克哉	君
教育総務課主事	渡邊	聡	君

傍聴者 3名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

- ・ 審議事項

第3 議案第9号 美里町教育委員会委員の辞職の同意について

- ・ 協議事項

第4 平成26年第3回美里町議会定例会での一般質問の答弁について

第5 美里町小牛田地区学校給食センター基本構想について

第6 損害賠償の額を定め和解することについて

第7 平成27年度使用教科用図書の採択希望について

- ・ その他

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

- ・ 審議事項

第3 議案第9号 美里町教育委員会委員の辞職の同意について

- ・ 協議事項

第4 平成26年第3回美里町議会定例会での一般質問の答弁について

第5 美里町小牛田地区学校給食センター基本構想について

第6 損害賠償の額を定め和解することについて

第7 平成27年度使用教科用図書の採択希望について

- ・ その他
-

午前9時 開会

○委員長（佐々木勝男君） おはようございます。ただいまから平成26年7月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

日程第1 会議録署名員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 議事日程第1、会議録署名委員の指名、2番成澤委員、3番後藤委員にお願いしたいと思います。

日程第2 会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君） 次に、日程第2、会議録の承認につきまして、各委員の皆様には5月1日の臨時会、5月16日臨時会会議録が渡されて、目を通されておいでになったと思いますが、訂正箇所などはございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、昨日まで委員に皆様から会議録につきまして、訂正箇所等の連絡がございました。

5月1日の部分については特段ございません。

5月16日の会議録につきまして、後藤委員より2カ所ほど後藤委員が発言されました部分の訂正ということのお話がありました。詳細につきましては、後藤委員のほうから説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 大変申しわけないのですがけれども、僕は生まれつき耳が悪くて、今日慌てていて、補聴器をするのを忘れちゃったので、ちょっと聞きにくいところがあるかもしれませんが、何回かまた聞くような失礼なことがあるかもしれませんが、皆さん、よろしくお願ひします。

5月16日ですけれども、12ページの、ほかにもいっぱい自分の舌足らずな部分があるのですが、特に12ページの下から2行目の「再提出した基本構想に関する教育の認識の甘さ」というところで、これ、「教育委員会の認識の甘さ」と「委員会」を入れていただきたいと思ひます。

それから、これは30ページなのですがけれども、これは大変申しわけなくて、僕、読み直して、僕の認識の甘さだろうと思うのですがけれども、事務局からこれを聞くとやっぱりというところ

指摘されました、そうだなと思ったところなのですが、30ページの上から8行目で、

「てにをは」はそのほかいっぱいあるのですけれども、それは何とか前後関係からわかると思ひまして、これは大変なことで、教育委員会の皆さんに御迷惑をおかけしていると思うのですけれども、「僕、言葉で悪いですけれども、豚みたいになっているのではないかという印象を受けました。」この「豚みたい」というところが、よく考えてみましたら、いま給食センターがあちこちできておりまして、食べている子どもたちがいますので、それを説明すると、これだけだったらいろいろ誤解されると思いますので、訂正したいと思ひます。

それからどうしてこういう表現になったかについて、ちょっと言いわけみたいになりますけれども、説明させていただきたいと思ひます。

前に、僕はこの給食センターを北のほうのところ、今名前を忘れましたけれども、それを見させていただいたときに、あれは何千食ですかね、そういうものを見たときに、僕はジョージ・オーウェルというイギリスの作家がいるのですけれども、「動物農場」とかいうのを書いた。それから、「すばらしき新世界」というそういう小説の中で、人間が豚とか、牛とか、鶏みたいに食べ物はおろか感じ方、考え方まで管理されている社会を描いた小説がすぐ頭に来ちゃって、これじゃあ大変だと。ということがありまして、そのときには感想文の中で、こういう「豚みたいな」というのを使っちゃったのですけれども、よく考えてみたらやはりきちんと説明した上でしないと誤解されるということで、こういうふうに直していただきたいと思ひます。

「ああいうものを食べさせられたら、子どもたちにとっていいのかなという印象を受けましたので」という。あと前後関係はこれだけ読んだら意味がかなりわからないような発言になっているのですけれども、そこで、その子どもたちにとっていいのかなという印象を受けましたので、「食べさせられたら、子どもたちにとっていいのかな」と。こういうふうに訂正させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。本当にどうも申しわけありませんでした。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま2カ所、後藤委員のほうから5月16日の会議録ということで、12ページ、そして30ページの2点で訂正の申し出がございました。

ちょっとお伺ひしてよろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君）　はい。

○委員長（佐々木勝男君）　言葉については変更する理由というのは、今のお話でよろしいですか。変更する理由についても。

○3番委員（後藤眞琴君）　はい、いま言った通りです。

○委員長（佐々木勝男君）　30ページの件の変更する理由は今お話しいただいたとおりでよろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい、そうです。

○委員長（佐々木勝男君） その表現の8行目と9行目の文言については、現在の時点においては「そういうようなことをお考えになっていない」ということで受けとめてよろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 言葉の訂正ということがございましたが、委員の皆さん方からは御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで訂正ということにさせていただきたいと思います。

「子どもたちにとっていいのかな」という文言に変えるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、蛇足ながら申し上げますが、言葉、表現につきまして、話し言葉につきましても、それぞれの委員の皆さんには十分御留意いただき、協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○4番委員（佐藤三昭君） よろしいですか。事前に連絡ができなくて、私のところなのですが、漢字の直しをお願いしたいのですけれども、5月16日の11ページの中段より下ですが、私の発言の最後のところ、「内容について「意義」はございません」の、事務局でまとめたものについて見ていたのですけれども、「異議」でございますので、漢字の訂正だけですがお願ひしたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。あとございませんか、ないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは会議録の承認につきましては、異議なしということでございますので、承認ということになりますね。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

前段に申し上げるべきでしたが、午前10時半ごろまでに、日程第5までを終了するというふうな目標でおりますので、よろしく協議のほうを進めさせていただきたいと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

日程第3 議案第9号 美里町教育委員会委員の辞職の同意について

○委員長（佐々木勝男君） 次に、審議事項日程第3、議案第9号美里町教育委員会委員の辞職の同意について、この審議事項に入りたいと思ひます。

議案第9号美里町教育委員会委員の辞職の同意について議題といたします。

本件につきましては人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、佐藤委員は議事に加わるできませんので、退席をお願いします。暫時退席、後でまた連絡をいたします。

〔4番佐藤三昭委員退席〕

○委員長（佐々木勝男君） それでは、議案第9号美里町教育委員会委員の辞職の同意についての説明を事務局よりお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号美里町教育委員会委員の辞職の同意についての提案説明等をさせていただきますと思います。

議案第9号にあるとおりでございますが、佐藤三昭委員より辞職の届出書が提出されております。その辞職の届出書の内容につきましては、本日皆さん方にお配りしてはおりませんが、ただいま読み上げさせていただきますと思います。

「辞職届け。

私事、このたび一身上の都合により、来る平成26年7月末日付をもって教育委員会委員を辞職したいので、ここにお届けいたします。

平成26年7月2日。

美里町教育委員会委員 佐藤三昭。

美里町教育委員長 佐々木勝男殿」

このような辞職届けが7月2日付で提出されております。

教育委員会の委員の辞職につきましては、法律の規定によりまして、教育委員会及び町長の同意をもって辞職することとされております。佐藤委員につきましては、町長にも辞職届出はもうされております。教育委員会と同様の日付で行われておるようでございます。

本日は、この法律に基づきます届出書が提出されておりますので、教育委員会としまして、この辞職に対する同意を求められるものでございます。

これが議案第9号提案の理由でございますので、よろしく御審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局から説明をいただきました。

委員の皆様から何かご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

佐藤委員の辞職について同意することにご異議なしということで同意するという委員は挙手で告示しただきたいと思います。

「(委員全員挙手)」

全員同意するという事でお認めいただきました。

よって、佐藤委員の辞職について同意することに決定いたしましたので、皆様にお伝えいたします。それでは、次の議事事項に入りますので、佐藤委員の入室をお願いします。

では、暫時休憩とします。

午前 9時15分 休憩

午前 9時18分 再開

[4番佐藤三昭委員 入室]

協議事項 日程第4 平成26年第3回美里町議会定例会での一般質問の答弁について

○委員長(佐々木勝男君) それでは、会議を再開します。次に協議事項に入ります。

日程第4、平成26年第3回美里町議会定例会での一般質問の答弁について、次長のほうから提案説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) それでは、私のほうから平成26年第3回美里町議会定例会での一般質問の答弁について、ご説明とご提案を申し上げます。

6月の教育委員会定例会で平成26年第3回美里町議会定例会の一般質問についてご報告をいたしました。福田議員の3、学校教育及び学校施設について、3)学校給食センター基本構想についての答弁に、委員長、教育長、そして私、教育次長に答弁の誤りがございましたので、報告させていただきます。

お手元に配付しております協議事項1の資料に基づきまして説明させていただきます。

本来であればこの議会の一般質問の会議録をお示しすれば議会の流れがわかるところでありますけれども、この会議録につきまして、まだ議事録センターから送付されたばかりということで、議会事務局で校正をしていないと。また、空欄もございます。そして、教育長の削除依頼の部分の削除も行われておりませんので、本日はお示しすることができませんでした。

福田議員の一般質問の要件につきましては、私のほうから口頭で申し上げさせていただきます。

まず、最初の教育長の答弁です。

福田議員の質問につきましては、「学校給食センターの基本構想については、もう白紙でしょうか」という質問でありました。これにつきまして、教育長のこの答弁については、全文掲載しております。要点について私のほうから報告させていただきます。教育長の答弁の5行目「その給食施設の整備に向けた検討をしていくと、ですからその中の1つとして使用が可能な場合という今表現しかできませんが、そういう考えであります」ということで、基本構想について「使用していく」というような考えを述べております。これの誤った理由につきましては、5月29日に開催いたしました教育委員会定例会で基本構想を返却後も活用することについて、委員会での総意があるとの誤った認識があったため、このような答弁をいたしております。

次に、委員長の発言であります。福田議員の質問につきましては、「これは教育長と同様に、それをまだ白紙にしないで持っていくというふうにお考えになるのかわからないのですけれども、委員長さん、答弁をお願いします」という福田議員の質問に、委員長が2ページの4行目になります。「これからの審議会とのかかわりの中で、やっぱり活用すべきなのか、活用しないほうがいいのか、もう1回、もう少し論議することが必要だというふうに思っているところで、いわゆる考えているところでございます」というような答弁をしております。これにつきまして誤った理由につきましては、同じく教育委員会定例会で基本構想の返却後の取り扱いを正式に協議していないと認識していたため、このような答弁になっております。

続けて、委員長の部分ですね。委員長の「ただいま」というような答弁であります。福田議員は「取り下げというのは私はこれからはもうないものだと思うのですけれどもいかがですか」というような質問に対して、委員長の答弁の6行目になります「取り下げるということの意味については十分まだ委員会の中で全部きちんとびたっと合わさった考え方まで十分論議されていないなというところも」というような答弁をいたしております。これにつきまして、誤った理由につきましては、これも基本構想を取り下げとの総意があったため、また返却後の取り扱いを正式に協議していないと認識していたため、このような答弁になっております。

次に、教育長の答弁になります。これにつきましては、このところで休憩が入りまして、議長のほうから休憩が宣告されまして、その後、「委員長と教育長の内容にちょっとずれがあるのでないかということで御指摘がございました。確認させていただいたところ、委員長が取り下げをするときに、教育委員会で十分審議されていないというような言い方をされましたが、その部分について訂正のほうを委員長のほうからお話を申し上げますので、よろしく申し上げます」というような教育長の話の中から、教育長がこの答弁の2行目ですね「私は、必要が生

じた場合、活用させていただくという考えであります」。そして委員長のほうで「もうこれは活用しないのだと」。「活用しないという内容の部分は大変恐縮ではありますが削除をお願いします。教育委員会といたしましては、今後教育関係において必要と判断された時点で参考として利用していく考えもあります」というような答弁をいたしております。これにつきましては、誤った理由につきましては、先ほどと同じですが、総意であったと誤った認識があったと。

また、委員長が返却後の取り扱いを正式に協議していないというような認識があったためというふうな答弁をいたしております。

次に、教育長の答弁になります。これは、福田議員のほうから「教育長が話されたこと、これは教育委員会の総意でしょうか」ということなのですが、教育長が話されたことというのは、「基本構想は活用する」という教育長が話をしておりますので、それについて福田議員が質問しております。その中で、教育長は2行目ですね「今の考え方を再度教育委員会で確認したいと思えます」ということで、理由については記載のとおりでございます。

次に、ここで休憩が入りまして、これ、再度また委員長が答弁を求められております。この委員長の4段目「取り下げ後は保管いたします。そして、先ほど教育長から答弁いたしましたように、取り下げ後は必要が生じた場合は活用する考えもあるということは委員会の会議の中で確認しておるところでございますし、それが総意というふうに私は受けとめております」と答弁をいたしております。これについては、これもやはり基本構想を返却後も活用することについて、委員会の総意があったとの誤った認識があったと。また、賛成多数であったが、総意として捉えてしまったためということになります。

それから私の答弁の部分なのですが、福田議員からは「教育委員会でそれを総意として協議をしたのはいつでしょうか」というような質問で、私は「5月16日の教育委員会の臨時会と5月29日開催の定例会」というようなお答えをしておりますけれども、この会議で協議は行っておりますが、総意としては協議は行っておりません。

次に、同じく私が答えたのですが、福田議員の質問は「取り下げということは撤回する。辞書で調べました。そうするともう二度と出てこない、これは誰が聞いても同じですよ。教育委員会だけが白紙ではないのだと、なぜ辞書を調べて確認しないわけですか。それがなぜまた活用する、白紙ではないのだと言い切ったのでしょうか」というご質問につきましては、私が「法的にはイコールであるけれども、これはあくまでも行為上の取り下げということで捉えていただきたい」という大変失礼な答弁をいたしております。

それで、その次のところに、議長宛と、それからこれは町長宛に出す文書なのですが、同意

をいただければ、一般質問における答弁についてという形で、議長宛と町長宛に答弁の誤りの報告となります。議会開会中であれば、答弁の訂正、削除はできますけれども、もう閉会後につきましては、訂正、削除はできません。この議会の会議録につきましては、永年保存ということで、後で見た方がわかるように、議長の裁量でわかるように付記という形で記載していただく形になります。ですから、会議録には残る形になります。

以上、一般質問の答弁について報告いたしました。その中で、現在、町長に対して基本構想の返却依頼をしている中、その返却依頼文書の中にも、町議会を混乱させたことに対し反省して陳謝している中、また議会を混乱させてしまいました。町民の教育委員会への信頼を失う結果になったことに対し、その1人として大変申しわけございません。

それから、事後報告になるのですが、福田議員の発言に対して、大変失礼な答弁をいたしたことに対して、当然道義的な責任があるということで、委員長、教育長、そして私を含めまして、謝罪をいたしております。議会に対しましては、7月15日に、議会全員協議会がございますので、その中で議会の議員の方々には謝罪をする予定になっています。

以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま次長のほうから提案の説明をいただきました。協議事項ということでございますので、ご意見をいただいて、承認という形に運びたいと思います。

まず、ご意見をいただきたいと思います。後藤委員。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、何を議論するのかですけれども、これ議長さん宛のものがいかどうかですか。今までのこと、これ次長さんから説明あったことも含めて、これは前の定例会でももう話がついていることではないかと思うのですが。

○教育長（佐々木賢治君） 私からいいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 補足説明をお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） いま渋谷次長から説明申し上げましたが、前とのつながりですね。

6月29日の定例会のときに議会のことについて報告という形でお示ししたときに、いろいろ協議していただきまして、「活用する、しない」、「間違っただけをしてしまった」と。それで、あそこでやはり委員長、教育長の答弁をしたことは間違いだったということが確認されました。その後、これをどういうふうにするのかという御提案がございまして、たしか後藤委員さんからだったと思いますが、その後、これをどういうふう処理していくかということ町長、あるいは議会事務局等々と相談をしながらこういう形になりました。

それで、きょうは一応協議事項として出させていただきましたが、こんな方法で事務的な手

続と言えば大変失礼なのですけれども、教育委員会としての誠意をこういう形でお示して、あとは議会全員協議会なり、臨時の議会でどういうふうに取り上げていただくのかはわかりませんが、そこについては。一応教育委員会として、ただ、次長がいま申しあげましたように、全員協議会ではお話をいただけるという、そういった機会をいただくことになっております。

以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 横書きの4ページ目ですけれども、右側です。理由のところです。上から7行目、「また、賛成多数であったが、総意と捉えてしまったため」というところあるのですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次長さんからお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 実際は、委員会の中では賛成多数であったのですが、それが本来であれば、「同意」ということになるのですが、それを「委員会の総意」というような捉え方をしてしまったということになります。

○2番委員（成澤明子君） 済みません。賛成多数って、何に対する賛成多数だったのでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） 私が、ただいまの件をお答えします。

活用する、しないの問題なのです。それで、活用しないという意思ももちろんあった。それから活用するという考え方ももちろんあった。どちらが多いのか、結果的には活用しないという方が5名中3名と、それで賛成多数という、そういう場面がいろいろ出てくるとは思いますが、そういう意味なのです。それで、私どもはその賛成多数を別なほうに捉えてしまって、間違った答弁したと。でも、賛成多数を総意というふうに捉えてしまったということでもあります。

○3番委員（後藤眞琴君） これもうちょっとわかりやすく説明したほうがいいかもしれませんね。「5月29日開催の教育委員会定例会基本構想返却後も活用することについて、委員会の総意であるとの誤った認識があった」。何に対して委員会の総意かということ、活用することについて委員会の総意であるのです。との誤りという意味です。

また、賛成多数であったというのは活用することは賛成多数であったという意味なのです。それをこれ読む人に誤解を与えないように、ちょっとくどくなるかもしれませんが説明したほうが読み間違いのないかもしれません。今、成澤委員さんのほうから指摘があったように。

○委員長（佐々木勝男君） 今、後藤委員のほうから出された1ページのことと、4ページの件

ですね。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 4ページの挿入の箇所が「また活用することに賛成多数であったが」というような表現がよろしいのではないかということ。そうですね。

○4番委員（佐藤三昭君） 「活用しないこと」にですよ。

○3番委員（後藤眞琴君） 活用することが賛成多数ですね。賛成というのは、ここの委員長さんと教育長さん、渋谷次長さんでは活用するのが賛成多数だと捉えたということですね。

○委員長（佐々木勝男君） 文章としてはよろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 活用することについて、「活用することが委員会の総意だ」という意味ですよ。活用することについて、活用するということが委員会の総意であるとの誤った認識があったと。また、活用するというのは賛成多数であったが、総意と捉えてしまったためということですね、これの意味は。活用するのが賛成多数であったのだけれども、それを賛成多数、活用するのが委員会の総意であると捉えてしまったためという意味ですね、これ。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 時間を少々いただきます。

午前 9時45分 休憩

午前 9時48分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 協議を再開いたします。次長さん、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません。紛らわしい表現で大変失礼いたしました。ちょっと上の部分と下の部分がこれは別になっておりまして、やはり誤解を招くということで、下の2行「また、賛成多数であったが、総意と捉えてしまったため」を削除でお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 2行が削除ということですね。

○2番委員（成澤明子君） はい、委員長。それに伴って、議長と町長に提出する案の誤った理由の3項目の3行目もまた削除になるのでしょうか。「また、賛成多数であったが総意と捉えてしまったため」という部分が同じ部分なのですけれども、ここも削除になりますか。

○委員長（佐々木勝男君） 整合性ということになると思うのですが、次長さん、どうですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これ、協議事項の資料とまた同じになりますので、この「また、賛成多数であったが、総意と捉えてしまったため」これについても削除をお願い

したいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 下の段の「また」からのところを削除ということになります。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐々木勝男君） それでは、ご異議なしということでございます。ほかに、はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） この議長さんに提出する文言の2番目、誤った理由ですね。

教育委員会で基本構想の返却後の取り扱い、正式に協議していないと認識していたためとなったら、これもまた、教育委員会で何の協議をしていたのだろうとなりますよね。ですから、もうちょっと正式に協議していないのだったら、これ活用するも活用しないも、正式に協議していないことになっちゃいますよね。正式に協議していないと認識、正式に協議していたのに、正式に協議していないと認識していたためという意味ですかね。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか。今その後藤委員さんのお話ですが、この議会の答弁というのは、やはり4月の教育委員会、あと臨時の教育委員会、あと5月29日の教育委員会、その全部で話し合われていることは間違いないのです。ただ、話し合われた内容のほぼ8割、9割は、町長から基本構想の返却を受けるための協議だったと思います。返却を受けた後にどうするのかというのは、話し合いの中には当然入っていましたが、それを皆さん方にどうしますかということで積極的に意見は聞いていなかったのではないかと。今までの会議録を見た限りではそういうふうに考えております。

ですので、皆さん方に「それでは返却された後はどのようにいたしますか」ということを委員一人一人の皆さん方に聞いているわけではなかったもので、この正式に協議していなかったというような文言のほうがよろしいのではないかと、事務局のほうでは考えた次第でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕も事務局の寒河江さんのおっしゃったことはよくわかって、これ正式の議題にはあがっていなかったのですよね。活用するかしないかで。これ、ただ、協議の中で活用しないということになったのは確かなのですね。ですから、その辺のところをもうちょっと表現を変えないと、教育委員会というのは一体全体何を協議しているところなのだろうと。こういうことを正式に協議していなかったら、何にも問題ないのでないかとなってしまいますね。ですから、その辺のところの表現は、やはり考えておいたほうがいいのではないかと。

○教育長（佐々木賢治君） 協議していないと、間違っただけの認識をしていたと。というのは、

議題になくても、例えば撤回という言葉を取り下げにしてほしいと私が提案したときに、このことを話題に出ているのですよ、協議しているのです。ですから、それを協議していないと、私どもが間違った認識をしていたために、こういう答弁をしてしまったと。そういう事実だと思うのです。

ですから、もし後藤委員さんが、これではちょっと意味がなかなか不明だというような質問だと思いますが、正式の文言はとって、「協議していないと間違った認識をしていたため」と。実際は協議をしているのですから。こういうことでいかがでしょうか。正式というのとはとってもいいと思います。

- 3番委員（後藤眞琴君） 今の教育長さんの文言を入れたら意味がはっきりすると思います。
- 教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、済みません。もう1回お願いします。
- 委員長（佐々木勝男君） もう少し教育長さんのほうから今の言葉を。
- 教育長（佐々木賢治君） もう1回言いますか。「教育委員会で基本構想の返却後の取り扱いを協議していないと間違った、誤った」でもいいですね、「誤った認識をしていた」と。
- 委員長（佐々木勝男君） それだと整合性がありますね。私のメモをとったのをありますので、5月16日は、協議しておりますので。訂正をいただきました。ほかにございますか。
- 3番委員（後藤眞琴君） これは余計なことではないと思うのですけれども、この基本構想について、活用するかしないかというのは、これ教育委員会の協議事項なのですよ。そうすると、議会で答えるのは、教育長でなくて、教育委員会の代表である教育委員長なのですよ。だから、その辺のところはきちんと役割分担で、これから注意していただければ、本当にありがたいと思います。ですから、教育長さんは教育委員会から委託された事務に関することを行うのです。これ、反省文というのもわかりますけれども、それで次長さんは、その例えば説明、委員長さんとか、教育長さんが説明不足の場合に補足する形ですとか、積極的に発言するのではないと、僕は理解しているのですけれども、そのような理解でよろしいですか。これは反省文の中にもあります。この辺のところ、よろしくお願いします。
- 委員長（佐々木勝男君） 繰り返しは行いません。ほかに。
- 4番委員（佐藤三昭君） ございません。
- 委員長（佐々木勝男君） なければ、提出するものにつきましては、一番最後につづられている議長宛及び町長宛というような文章になろうかと思いますが、訂正あった箇所、削除された箇所がございます。委員の皆さん、確認されたと思いますが、あと意見なければ、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございました。

答弁のことにつきましては、大変委員の皆さんには御迷惑をおかけいたしました。おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

協議事項 日程第5 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の日程第5、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について、これの説明をお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、給食センターの基本構想、町長から3点について検討してほしいということを6月9日の臨時会でいろいろ話をさせていただきました。それで、事務局で記録したもの、あるいは委員長の記録等々をすり合わせしまして、箇条書き程度で一応素案の素案ということで、6月29日のこの場所でしたかね、定例会のときにお示しをしました。それで、その後、ここでもう6時を過ぎていましたので、定例会を閉会して委員さん方が自宅に戻られた後、ファクス等で事務局に連絡をいただきたいと。そして、後藤委員さん、それから成澤委員さんから本当に細部にわたっていろいろご指摘やら、ご提案をいただきました。

それをもとに事務局で委員長の承諾を得ながら、全部載せればよいところであったのですが、ポイントを絞って、最終的には、ほぼ私が中心的になってやらせていただいたのですけれども、まとめさせていただきました。当時の教育委員会の対応についての反省点、そして改善策などについて、3ページにわたっていただいた文言をそのまま、まとめをさせていただいたものがここにございます。それぞれ教育委員会で話し合われたこと、後藤委員さんから提言いただいたこと、成澤委員さんからいただいたことなどもパーフェクトではないにしても、この文章の中に入れさせていただきました。

なお、後藤委員さんから多くの意見をいただいたのですが、推察とか、憶測的な部分については、あえて載せないのがいいのかなと、その部分が多少省かれていると思います。

それで、事務的な事になりますが、これを町長にいつ出すかですね。これは先ほどの一般質問の問題が終わってから、こちらを町長のほうに回答すべきであろうなというふうに事務局として思っております。一般質問で間違った答弁をしたことについて、議会に謝罪をし、その後この文章ですね、報告を町長に提出したいなというふうに考えております、手順でおります。

いろいろここで限られた時間ではありますが、お話をいただいて、最終版とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（佐々木勝男君）　いま教育長のほうから提案のご説明をいただきました。

それでは、長文になっておりますので、一読されたと思いますけれども、御意見をいただければと思います。

○教育長（佐々木賢治君）　なお、3ページ目の上のほうに改善策がありましたが、3ページ目です。上から6行目ですか、改善策の1行目ですけれども、「町民の意見などに対する当時の」と書いていますが、その「当時の」を削除をお願いします。改善策ですので、当時ではなくて、これからの教育委員会の対応の仕方という捉え方で、削除をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君）　「町民の意見等に対する教育委員会の対応の仕方として」というふうになりますね。「当時の」というのを削除ということになります。

では、ご意見をいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君）　そこも僕、後で述べたかったのですけれども、教育長さんから今お話がありましたので、これ、「町民の意見等に対する町民の教育委員会の対応の仕方として、自分たちの考えを絶対視しないで、これ、そうすると、絶対視しないで、謙虚に町民の意見等に自ら積極的に耳を傾け、子どもたちの教育のためになるものは進んで取り入れていくようにすること」これは主語がないのですよね。ですから、主語を、「町民の意見等に対する当時の教育委員会の対応の仕方として」を削除して、「教育委員会は」、自分たちの考えを絶対視しないで、謙虚に町民の意見等に自ら積極的に耳を傾け、子どもたちの教育のためになるものは進んで取り入れていくようにすることだと」すれば、意味がすっきりすることになるかと思いますね。それからと。

○委員長（佐々木勝男君）　1つずつやってみます。

それでは、今の3ページのところの②の改善策というところで、削除してほしいということは、「町民の意見等に対する教育委員会の対応の仕方として」というのを削除して、「教育委員は」という言葉に置きかえると。

○3番委員（後藤眞琴君）　とすれば意味がはっきりするのではないかと。

○2番委員（成澤明子君）　いいと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　では、今の文言を削除して、「教育委員会は」というふうに訂正をお願いいたします。ほかに。

○3番委員（後藤眞琴君）　それから、これ成澤委員と僕が出した試案を教育長さんはじめ、事務局の方よくおまとめになってくれたと思うのですけれども、ちょっと僕の意見を述べさせていただきますね。

まず、委員長の踏み絵発言について、これ、僕はどういう形で委員長が発言したのかははっきり捉えていなかったもので、改めて確認したのですね。そしたら教育長さんが校長会でこういうことを述べたということに対して、その当時の教育委員長さんが述べたのですね。どういうふうに述べたかという、僕のこれでは、当時の教育委員長が平成22年6月の教育委員会定例会で、「自校式がよいという校長先生がいませんでしたよね」。この場合には教育長さんが校長会で話しましたという発言があって、それを受けて当時の教育委員長が、「自校式がよいという校長先生はいませんでしたと、踏み絵のようにしてきちんとやらない」と。これがいわゆる踏み絵発言なのです。僕、はっきりそれはどこでこういう発言をしたのかわかりませんでしたので、それを知って、書いたつもりです。ですから、ここでこの発言が、憲法って、これ僕が憲法第19条の内容は省いてもよろしいですけども、この発言が憲法第19条に抵触しているにもかかわらずと、入れておいたらいいのでないかと思うのですね。

それから、自分で考えたのでは、これ省かれているのですけれど、次はこの「また」というところに、僕の入れたのでは、「発言者は議会で謝罪し、その発言を取り消したものの云々」なのですけれども、これ、僕はその前に、こういうふうに入れておいたのです。僕が事務局に出した案で、「当時の教育委員長のこの発言がマスコミで取り上げられ、議会で問いただされるまで、教育委員会での発言の重大性に気づくことさえなかったことは、言語道断である。マスコミで取り上げられ、議会で問いただされた後、それで、この教育委員長が議会で謝罪し」と。こういう前文があるのです。その前文をどうしてかとってしまっ、「また発言者は」となっているのです。これ、発言者というのは、これ当時の教育委員長が踏み絵発言をしたことは、もう明白なことでありますので、「発言者は」という意味を変えなくてもいいのでないかと思えますね。

ですから、僕はぜひこの当時の教育委員長のこの発言がマスコミで取り上げられ、議会で問いただされるまで云々、これを入れておいたほうがはっきりするのでないかと思うのですよ。僕のこれ、書いたところは事実で、事実と違うのだったら、削除したほうが良いと思うのですけれども、これは僕が調べた限りではこういうふうなことが事実でないかと思ったのです。ですから、ここ、そのままに入れておいてくれほうがわかりやすいのではないかと。

○委員長（佐々木勝男君）　まず、ここまででちょっと切らせていただければ、1ページのところの先ほどの1つは「憲法第19条」という文言にするかということと。

その下の段、真ん中辺ですが、「また、発言者は」という間に、「当時の教育委員長が云々」という文言を挿入すること。挿入をお願いしたいということですが、その件について、それぞ

れの委員の皆さんからご意見をいただければと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） これ事実と違っていませんか。この僕が今言ったこと。当時の教育委員長のこの発言はマスコミで取り上げられ、議会で問いただされるまで、教育委員会でその発言の重大性に気づくことさえなかった。これは事実ですからね。僕は事実だと思うのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと今、挿入する文言はまだ挿入するかどうかということで確認した上で、挿入の文言について言葉を確認していきたいと思いますので、お願いします。

それぞれの今、踏み絵発言の①の件について、後藤委員の提案がございましたが、その件で、委員の皆さんのほうからご意見をいただければと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 委員長、これを入れるかどうかでなくて、その前に、僕がこれ述べたことが事実かどうか、事実でなかったら、当然取り消さなければならないわけですよね。ですから、この辺のところのまず確認をしていただきたいのですけれども、もし、事実であったとしたら、僕は入れてほしいと、入れたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると会議録をひもとかないとね。

○3番委員（後藤眞琴君） これ、寒河江さんをお願いして、教育委員長さんにも僕が出した案、成澤さんが出した試案の試案は行っていますよね。それが今のところですよ。これは、教育長さん、これは事実と反しますか。

○教育長（佐々木賢治君） マスコミには大々的に出てはいました。ただ、そのことを教育委員会でその発言の重大性に気づくことがなかったと。そこの確認はしていない。当時の教育委員会はですね。ですから、私はまとめるときに、極力個人的なものは伏せようかなと思ったものです、それは。ここで協議してもらえればいいのですが。

それから、教育委員としてのその発言の重大性に気づけなかったと。そこの部分がはっきりとって私も自信がございません。実際そうだったのかどうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕が議事録を読んだ限りでは、最初にこれは剽窃に値しないという教育委員会の案、それがそれこそ総意であったと思うのですよね。それが、マスコミで取り上げられたことで。

○委員長（佐々木勝男君） ほかの委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。挿入の箇所についての文言ですけれども。

○2番委員（成澤明子君） 後藤委員さんが発言されたことは、ここに書いてある3行で十分わかるのではないかというような気がします。この発言が憲法第19条に抵触しているにもかかわら

ず教育委員会定例会に出席していた教育委員及び出席していた関係者の誰からも、この発言に対して意見が出なかったというくだりで、後藤委員さんのお話しされていることは尽くされているような気がしました。教育委員並びに、教育委員関係者の見識を町民が疑うのも、当然であるということで十分なのかなと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） それで、今言っているのは、そのマスコミが取り上げたこれらによっても。

○2番委員（成澤明子君） 踏み絵のことですね。マスコミのことを、マスコミの事実は入れてもいいかと思うのですけれども、そのことに対して、意見が出なかったということを書いてあるので、書かなくてもいいのかなと思いました。19条は入れたほうがいいかと思えますけれども。

○委員長（佐々木勝男君） 19条は挿入ということで、あとの件は原案どおり、同様ということですね。佐藤委員のほうからは。

○4番委員（佐藤三昭君） 結果的といえば、それが問題視されなかったというところに見識も含めて委員会の問題があったということですね。重大性に気づくことはなかったということは、確かにそのことなのですが、そのところの中身について、この文章の中身というのは今あるその文章の中に盛り込まれていると言えれば盛り込まれているとも思えますので、よろしいのではないかと。この中に第19条と入れるというのはいいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 原案文どおりと。第19条は入れると、それは入れると。あとは原案文どおりということですね。

○4番委員（佐藤三昭君） 第19条は入れて。よろしいのではないかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど教育長のほうからは説明があったとおりで、原案文を説明いただいたわけですので、皆様のご意見をいただくと、原案文どおりが多数ということと決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○2番委員（成澤明子君） その後のくだり、済みません。

また、発言者のところは委員長と変えるのですね。発言者はというところは教育委員長はとなるのですよね。

○委員長（佐々木勝男君） 教育委員長という文言に置き換えるのでないかということですが、どうでしょうか。言葉の置き方どうですか、文言、発言者ということの。「当時の委員長は議会に謝罪し」というような表現でよろしいかどうか。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、済みません。時間を急ぐわけではありませんが、少し要点を絞ってお願いしたいのですけれども、これまでの大きな物議を醸したことについて、大きく3つ出してあります。それで、ここの部分を削除とか、ぜひ絞っていただかないと、これ全部やっていると、きょう一日中かかっても、教科書採択の件もありますので、この辺、皆さんに諮っていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほどの日程の中で10時半までをめぐりに日程第5をとということで、今こちらのほうから提案申し上げたような10分をもう切っておりますので、細かい点の表現のところをやっていると時間もかなりかかるかなと思いますので、いま教育長のほうから提案ございましたように進めさせていただきたいと思います。

ほかのところでは何か。

○3番委員（後藤眞琴君） 急ぎたいと思うのですけれども、(2)の小牛田地域学校給食基本構想の剽窃問題についてというところ、これ、僕ではかなり長いのですけれども、これで入れてほしいのは、「基本構想、当時の事務局がその素案をつくり、当時の教育委員会に提出し、教育委員会がそれについて協議して、教育委員会がつくったものとして町民にパブリックコメントを求めて、公表したものである」と。それから、基本構想の素案を当時の各教育委員が精読してさえいけば、17ページ目の2行目にある「給食機能は整備方針に示されているように」云々とある整備方針という項目が、その基本構想の中にはないことに気づいたはずであると。教育委員会は精査していれば、顧問弁護士に相談するまでもなく、道義的、倫理的観点から、基本構想は剽窃とみなされてもやむを得ないと判断せざるを得なかったはずである。このところは僕はぜひ入れてほしいと思うのですけれども、僕が調べた限りでは、事実はこのように、僕自身が最初に読んだときも、これには気づいているのです。

ですから、そこをぜひ入れてほしいと思うのですけれども、いかがかと。

○委員長（佐々木勝男君） 挿入箇所は、どの部分になりますか。

○3番委員（後藤眞琴君） 1、当時の教育委員会の対応についての反省点などですね。この(2)の①のところですか。

○2番委員（成澤明子君） 後藤さんのものが手元にないので、わかりません。

○3番委員（後藤眞琴君） 事務局は、これみんなに送りましたよね。

○2番委員（成澤明子君） 私、メールでもらって、読んでそのまま置いてきました。印刷していないので、済みません。私だけですね、大丈夫です。見ていました。

○委員長（佐々木勝男君） ここの部分、いまこちらのほうの文言をどこに挿入するかを確認し

たいのです。

○3番委員（後藤眞琴君） 最初のところです。その最初のところで、当時の教育委員会の、1ページですね、対応についての反省点などというところの「基本構想の剽窃を認めた後でも」その前に入れると。

○委員長（佐々木勝男君） 各委員の御意見をいただきたいと思います。

○2番委員（成澤明子君） センター構想そもそもの出発点を明記することは必要だと思いますので、挿入賛成です。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません。委員長、後藤委員さん、もう1回お願いしていいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、寒河江さんにみんなにわかるようにということでお願いしましたが。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 渡しております。たまたまお持ちでない委員もいるということですが。

○3番委員（後藤眞琴君） 持っている前提でお話して申しわけありません。

それではもう一度、委員長さん、お持ちですよ。僕の案の2ページです。その（2）のところの「基本構想は当時の事務局がその素案をつくり、当時の教育委員会に提出し、教育委員会がそれについて協議して、教育委員会がつくったものとして町民にパブリックコメントを求めて公表したものである。」次、長くなるから省きまして、そのものであるから6行目まで省いて、「基本構想の素案を当時の各教育委員が精読してさえいれば、17ページ目の2行目にある給食機能の整備方針に示されているように云々とある整備方針という項目がその基本構想の中にはないことに気づいたはずである。教育委員が精査していれば、顧問弁護士に相談するまでもなく道義的、倫理的観点から基本構想が剽窃とみなされてもやむを得ないと判断せざるを得なかったはずである。」そこまでです。あと以下は省略して。

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの文言の挿入ということで後藤委員のほうから提案がございました。

成澤委員のほうから、先ほど挿入の了承ということで、よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 佐藤委員のほうから。

○4番委員（佐藤三昭君） 入れたほうがいいです。

○委員長（佐々木勝男君） 挿入についてはお願いしますということになります。

挿入の文言の詳細については、そのままを入れることになります。

○3番委員（後藤眞琴君） それから、次にそれで、3番目のところの基本構想の再提出、取り下げ、再々提出、返却依頼の問題についてのところなのですけれども、これ、途中やっぱり省略している部分があって、当時の教育委員会の対応についての反省点など何で省いたのかわかりませんが、こういう文言はぜひ僕は入れておいてほしいと思うのですけれども、「修正版の再提出までに当時の教育委員会は美里町学校教育環境審議会（以下、環境審議会という）を立ち上げ、教育委員会が修正版を再提出した平成24年12月27日までには、環境審議会は第3回の審議を終了していたのである」と。それで、次に、「この教育委員会から小牛田地域を含む」と。ここに事務局の案があるのですけれども、その肝心な部分、僕としては肝心な部分だろうと思うのですけれども、それが省いてあるのですね。そこをぜひ入れていただければありがたい。どうしてかという、これが入ることによって、現在の教育委員会の反省している部分が読む人に伝わるのでないかと思うからです。

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの後藤委員のほうから修正分のところを読み上げていただき、挿入をお願いしたいという要望がございました。この件について、それぞれの委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。成澤委員のほうからどうですか。

○2番委員（成澤明子君） 環境審議会が3回まで行われたということの意味は。

○3番委員（後藤眞琴君） 環境審議会を設置しているのですね。そのときに第3回も開いているのですね。その後でまた何で提出したのだと。どうしても疑問が残りますね。

○2番委員（成澤明子君） この町長に提出する書類が長くはなりますけれども、誤解を生まないようにというためには、挿入したほうがいいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） その部分を入れなかった理由は、環境審議会が今はもう終わっています。答申をいただいております。それで、3回目云々ではないのですが、環境審議会に諮問したのは、こういうことを審議してくださいというお願いした中に、学校給食センターについて審議してくださいという諮問はないのです、その時点では。5項目諮問事項をお願いしましたが、当然審議していく中で、学校教育関係施設とその中で話題にしていくのかなというふうにももちろん思っていました。ですから、学校給食センターについてどうなのか審議してくださいと。それに限って諮問はやっておりませんでした。そういった関係で、その部分が平成24年でしたかね、12月27日現在と環境審議会のかかわりということでその部分ですね。削除させていただいたと。そういう意図があって、削除させていただいた次第であります。

○3番委員（後藤眞琴君） 環境審議会に答申した部分に当然広い意味で教育施設も入ってくる

わけですね。そうすると、今まで出していた全体に関する基本構想というのはいろいろと問題点があるあって、それでこの審議会を立ち上げて、教育委員会とね。その当然第3回してしましたら、学校教育環境のことですから、広い意味で給食施設のことにも入ってくるのですね。それを待って、当然新たに考えてもいいのでないかというのが、僕今まで勉強させてもらったところで、まだ疑問が解けないので、こういう事実がありましたということは入れておいたほうが良いのでは。

ですから、なぜそのときにわざわざこれを入れなかったのですか。最初は入れたのですけれども、12月27日に提出するのですよね。28日から休みになる前の日ですよね。ですから、そういう疑問もあるのですけれども、そういう事実は入れておいたほうがいいのでないかと思うわけです。

○委員長（佐々木勝男君） ご意見としていただきました。佐藤委員のほうからは。

○4番委員（佐藤三昭君） 事実関係として結果そのようなことになっていますので、これは事実としてそういうふうにも町民にも見られるし、取り下げの理由として環境審議会の動向を待ちたいというようなこともあったりしているので、記載してよろしいのでないですか。加えていかなと思いますけれども。

○委員長（佐々木勝男君） 挿入するというので。

○4番委員（佐藤三昭君） はい。

○教育長（佐々木賢治君） 挿入する、しないのお話ではないのですが、何でカットしたのかと。その意を説明したくて先ほど申し上げました。その後、後藤委員さんから、今お話をいただいて、「ああそういう意味なのか」と私は理解したのですが、環境審議会を立ち上げたにもかかわらず、何でそのときにこれをまた出したのだと。そういう事実をきちんと述べたほうが良いと。そういう意味に捉えたのですが。

○3番委員（後藤眞琴君） そういうことですね。

○教育長（佐々木賢治君） わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、ただいまの後藤委員のほうから挿入についての文言の説明がございました、提案ですのでその文言を挿入するというのでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○3番委員（後藤眞琴君） それで、これ成澤さんから提案あった、次の町民の方々に対して迷惑をかけたことについて、（1）町民の署名や陳情について①のところの次に「まずもって剽窃したことでこの町民の誇りを傷つけてしまったことである」というのを成澤さんの試案の文章

のほうがすっきりするのでないかと思うのですけれども。

- 委員長（佐々木勝男君） どこですか、この原案文のどの部分のところを直すのか。
- 3番委員（後藤眞琴君） 2ページの下から4行目です。「まずもって剽窃したことで」、これ「剽窃で町民の誇りを傷つけた」と成澤さんの案ではなっているので、そのほうが町民の誇りに傷をつけてしまったことである。それを「誇りを傷つけた」というのでよろしいのでないかと思います。「町民の誇りを傷つけた」と。
- 委員長（佐々木勝男君） 今の「てにをは」の部分になろうかと思いますが、よろしいでしょうか。
- 3番委員（後藤眞琴君） 委員長、次に、意味がわからないので、3番目です。事務局の提案の3ページです。3番目の（1）明確な答弁が不足していたというところで、建設計画や総合計画の立案された事業であると認識し、基本的な検討が不足していたと。この文章だけでは、何のことを言っているのかわからないのですけれども、こういうふうに僕読んだのですけれども、「小牛田地域学校給食センターの建設は、建設計画や総合計画で立案された事業であると認識し、教育委員会での給食センター建設に関する基本的な検討が不足していた」。こういう意味ですか。これだけで、そのため一般質問等で明確な答弁ができず、議会の運営に支障を来した。こんな意味で解してよろしいのですか。
- 委員長（佐々木勝男君） いま後藤委員のほうから質問あったわけですが、その明確な答弁が不足していたのを建設計画云々の前に、補足する言葉をこういうのはあったほうがいいのでないかということですが、どうでしょうか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。今回のこの町長に提出する案の大タイトルがもう既に小牛田地域学校給食基本構想にかかわる問題の検討についてなのです。ですので、ここで言われていることは、全てその基本構想にかかわることなので、あえてその部分にはそこに基本構想とか、そういった文言は入れなかったということだと思います。項目が3つも4つもあれば、その部分も入れるのでしようけれども、大タイトルが基本構想と言っていますので、その基本構想に係る建設計画や総合計画というようなことで、その部分は省いたということです。
- 委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。
- 3番委員（後藤眞琴君） でも、入れておいたほうが良いので。いや、僕が読み込んだのがそういう意味だとしたら。
- 委員長（佐々木勝男君） ほかの委員は。

- 4番委員（佐藤三昭君） 入れていいのでないですか。あえて入れなかったのかということも今言われたわけですから、入れたほうがよいのでないですか。
- 委員長（佐々木勝男君） 成澤委員さんは。
- 2番委員（成澤明子君） 同じです。
- 委員長（佐々木勝男君） 同じですか。それでは挿入ということをお願いしたいと思います。
- 3番委員（後藤眞琴君） それからも一つだけですけれども、これ、人が書いたものをいろいろ批判するのは簡単ですが、申しわけないですけれども、1ページの②の改善策、学ぶべきこと、1ページの、「特に教育委員会定例会では」となっていますけれども、これ定例会だけではなくて臨時会も入りますよね。「定例会、臨時会」というふうに入れておいたほうがいいのでないですか。
- 委員長（佐々木勝男君） 定例会及び臨時会と。
- 3番委員（後藤眞琴君） いろいろ申し上げましたが、以上です。
- 委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。
- 2番委員（成澤明子君） 細かくなりますけれども、その同じページです。1ページ、下から、5行目の右側です。その決議に基づいて教育長、教育委員長が答弁することはこれ、教育委員長、教育長としたほうが良いのでは。こまいところで申しわけないですけれども。
- 委員長（佐々木勝男君） 教育委員長、教育長ね、その順番と。
- 2番委員（成澤明子君） こまいついでなのですが、3ページです。下から8行目ですか、平成26年第3回美里町議会定例会での教育委員長及び教育長の基本構想取り下げ後の活用発言と書いてあります。それは「活用」と思いました。そしてあと普通に発言と。3ページの4のところです。平成26年度のところの右側のほうに行って、基本構想取り下げ後の活用発言という言葉がないと思いますので、「活用」そして発言と、こまいところで済みません。
- 委員長（佐々木勝男君） あと挿入することになれば、全体の「てにをは」の部分があと修正になると思いますので、以上、出されたことについて事務局のほうで文の修正をお願いしたいと思います。よろしいですね。

それでは、以上で日程第5の美里町小牛田地域学校給食センター基本構想については終了させていただきます。

ここで一旦休憩をとらせていただきます。10分程度。

午前10時50分 休憩

〔渡邊 聡主事 説明のため入室〕

午前11時00分 再開

協議事項 日程第6 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（佐々木勝男君） 協議を再開いたします。教科用図書の採択希望についての説明のため、渡邊主事が入室しましたので、ご了承願います。

また、休憩前に美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について、協議しましたが1件確認させていただきます。3ページ上段の②改善策などの最後で「また、非公式な会議であっても会議内容を記録し、説明責任を果たせるようにしておくこと」とありますが、どのような取扱いとしますか、意見を求めます。

○3番委員（後藤眞琴君） これやっぱり無理して書いたのですが、教育員会で非公式な会議はあり得ないので、全部削除して良いと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 削除でよろしいですか。

（「はい」「削除でいいです」の声あり）

それでは、いまの2行は削除することとさせていただきます。

次の日程第6、損害賠償の額を定め和解することについて、事務局から提案の説明をお願いしたいと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、損害賠償の額を定め和解することについて、説明とご提案を申し上げます。

これは、7月15日に議会の臨時会が開催されます。その中で、議案として提出するものであります。これは、スクールバスの事故です。対物の事故でありますけれども、4月29日、これは祝日だったのですが、午前11時ごろ、南郷中学校の部活、卓球部の大会のために松山のB&Gの海洋センターの体育館へ生徒を送迎したのですが、その際、駐車場でバックしたところ、後ろに車両がありまして、そのバスの後部と相手車両の右側面に接触して損害を与えたものであります。

また、この議案以外にも補正予算という形で賠償金として38万7,115円を補正予算計上いたしております。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 以上ですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま説明をいただきました。質問、ご意見、あわせていただきたいと思います。議会の議決を求めるために提案をするものでございます。ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(佐々木勝男君) それでは、ただいまの損害賠償の額を定め和解することについては、全員承認となりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議事項 日程第7 平成27年度使用教科用図書の採択希望について

- 委員長(佐々木勝男君) 日程第7、平成27年度使用教科用図書の採択希望について、これも事務局のほうから説明をお願いします。

- 教育長(佐々木賢治君) これは、大崎地区教育長連絡会をベースとした大崎地区教科用図書採択協議会という組織がございます。そのメンバーに、教育長、私が入っているわけですが、平成27年度使用小学校の教科用図書を今、大崎市1市4町で、各学校の関係者、一般町民、市民の方々に閲覧をし、御意見をいただいて、取りまとめているところであります。美里町としても、後ほど詳しく渡邊主事から経緯を御説明申し上げますが、お手元の資料ですね、こういう資料をごらんいただきたいと思いますが、各小学校から教科用図書の希望状況について取りまとめをした一覧表がございます。それで、各学校からの意向、あと町民の方々からいただいたのも載っていると思います。それで、これをちょっと見ていただきたいのですが、国語、書写、社会、算数、理科、音楽、保健等については、各小学校の希望状況が一致しているようであります。算数、理科について、中卒、不動堂がほかの学校と違う希望のようではありますが、教育委員会としての事務局としての基本的な考え方としては、現場で使う先生方の意見を尊重したいなというふうに考えております。

したがって、特に教科書等も準備してありますが、地図、それから生活、図工、家庭、この4つの教科について中心に協議していただき、美里町教育委員会としてこの出版社のものを希望採択すると。そういったお話をしていただければと思います。それを受けて、今月の23日だったと思います。大崎地区教科書採択協議会が開催され、その前にいろいろ専門委員の方に意見を聞くのですが、最終的に大崎地区採択協議会で1市4町の状況等を説明いただきながら、決定していくと。そして、この学校、教育委員会に、こういうふうになりましたというふうに事務的な流れになりますけれども、そういうふうになっております。アウトラインだけお話をさせていただきましたが、あと不足分、補足的なことにつきましては、渡邊主事のほうから御説明申し上げます。

- 委員長(佐々木勝男君) それでは、お願いします。

○教育総務課主事（渡邊 聡君） では、説明をさせていただきます。補足部分ということで、まず、お配りしている資料のほうから御説明させていただきます。

まず、補足説明資料としてこちらに今回採択する流れと概要について示させていただいたところです。教科書展示会については、6月13日から7月2日まで開催させていただきました、こちらは県の教育委員会、あと大崎地区の採択協議会の構成市町とほぼ同じ日程で設定させていただきました。こちらで町民の意見としてアンケート調査を実施いたしまして、こちら資料として今回示させていただいたところです。お配りしている資料の中で、採択基準というものがあるかと思うのですけれども、こちらが小学校用と、あと一般図書として一般図書が特別支援学級用の教科書の2種類ございます。こちらは大崎地区の採択協議会の選定委員会の中で、教科書を選定に当たる参考として、どのような観点で審査すべきかというものを市町村教育委員会のほうにお送りいただいて、今回資料として提出させていただきました。

続きまして、ほかの資料で選定資料というものがあるかと思うのですけれども、こちらは大崎地区の採択協議会の専門委員会という委員会がございまして、主に学校の先生方で構成されているのですけれども、その先生方で候補となっている教科書を調査研究した結果、こちらを資料として、町の教育委員会にお送りいただいたものです。こちらを参考にいただければと思います。

先ほど教育長のほうからお話がありましたが、学校の希望調査の状況をいただいたこちらも資料として出させていただいたのですが、こちらも2種類ございまして、小学校用と一般図書と2種類ございます。小学校用は教育長のほうからお話いただいたとおりなのですが、一般図書については若干様式が異なっておりまして、こちらについては採択以降に各校で使用するというものではなくて、採択した教科書の中から学校の例えば特別支援学級に入っている児童の障害の程度によって、この中から実際使用する教科書を実態に合わせて選ぶという形になっております。なので、趣旨からしましては、採択の教科書が多ければ実際に使う際になって、使用する図書の幅が広がるというような意味合いで、今回採択希望案として出させていただきました。

それで、本日は見本の教科書をこちらに並べさせていただいたのですが、小学校用の各希望状況に載っている候補となっている教科書を手前側に陳列させていただきました。それ以外の教科書については、後ろに並べさせていただきましたので、実際に確認していただいて、御審議のほうをしていただければと思っております。

あと、意見の分かれた教科書のほかに、世間的でちょっと話題となっている社会についても、

一通りお目通ししていただければと思っております。

以上で、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長及び渡邊主事のほうから提案説明がございました。出版社が絞られているところが国語、書写、社会、算数、理科、音楽、保健と、大方絞られているというところも含めてそのように絞られております。分かれているところについては、地図、生活、図工、家庭で、特に社会につきましては、戦争に関する記述というところについて、特に目を通して御判断いただきたいというようなことでございます。

それで、絞っていくためには、資料を見ないということになるかと思いますので、時間をどのくらいの時間まで、何時まで時間を、特に絞られていない地図、生活、図工、家庭、社会とかという、社会は絞られていますけれども、それを閲覧する時間は何時まで。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、時間も押しております、申しわけございませんが、11時40分までですね、そういった閲覧時間とさせていただきます、その後、皆様方から御意見をいただいて、美里町の教科書の採択希望をまとめさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、お願ひします。

〔各委員、教科用図書閲覧〕

午前11時20分 休憩

午前11時40分 再開

○委員長（佐々木勝男君） それでは再開させていただきます。

閲覧していただいて、まだ出版社が絞られていないところで、1つ目から進めていきたいと思ひます。

出版社が絞られていないところは、地図、生活、図工、家庭というところでございます。それでは、教育委員会として、どの出版社に絞るか、それぞれの御意見をいただいて、あと取りまとめていきたいと思ひます。一覧表というような形でそれぞれの委員の皆さんのほうから地図、生活、図工、家庭ということでどちらのほうに絞るかご意見をいただきたい。そして大方の意見で1社に絞ったものを美里町教育委員会としては決めたということで、あと大崎地区の協議会のほうに提案するという段取りになると思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

それでは、ご意見をいただきたいと思ひます。地図、生活、図工、家庭の順で一括してお願ひしたいと思ひます。どなたからでも結構でございます。成澤委員さんのほうから。

○2番委員（成澤明子君） 地図ですね。内容を見ると、東京書籍の地図のほうがいいかなとも思いましたが、内容に余り大差がなくて、大きさが帝国書院のほうが幾らか大きいでした。帝国がいいかなと私は思います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは生活は。

○2番委員（成澤明子君） いや、まず地図から皆さんの意見を伺ったほうがいいのではないかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 一応ずっと通しますから。

○2番委員（成澤明子君） ああそうですか。生活は、日本文教さんのほうが内容的とか、あとは訴える絵柄といいますか、そういったことで文教さんがいいかなと思いました。

あとは図工のほうは、開隆堂と日文だったのですが、日文がよいかかなと思いました。

○委員長（佐々木勝男君） 日本文教ね。

○2番委員（成澤明子君） 家庭科ですけども、家庭科は今の子どもたちの基本的な生活のあり方を学んでいくという意味では、東京書籍のほうがいいかなと思いました。

○委員長（佐々木勝男君） それでは佐藤委員さん。

○4番委員（佐藤三昭君） 地図に関しては、各県のはっきりした分け方や場所に対する表示のあり方が明確でして、帝国のほうがよろしいかなと思いました。また、宮城県の記載の欄については、織り曲がるページだったので、しっかり宮城県を入れているものがあるかと思いました。

生活については、東京書籍がよろしいかと思いました。非常に具体的な事例の取り上げ方が私は好きでした。

それから、図工に関しては、日文がよろしいと思います。これも取り上げようとしているところが、非常に興味深いテーマを設けているように私は思いました。

それから、家庭科は開隆堂でいいのですか。開隆堂さんがよろしいと思います。これも私の興味的には生活の部分と同様に取り上げているところが子どもたちにいいかなというふうに思いました。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 後藤委員さんのほうから。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は4時間ちょっと、前もって2日間かかって一応見て勉強させてもらっただけで、比較までは僕はできませんでした。ですから、ここでこれがいいという意見を申し上げることはできません。

○委員長（佐々木勝男君） 皆さんの意見のほうと合せると。

- 3番委員(後藤眞琴君) それであと教育委員会のほかの皆さんの意見に従いたいと思います。
- 委員長(佐々木勝男君) 教育長さんのほうからは。
- 教育長(佐々木賢治君) 出版社だけ言わせていただきます。

地図については帝国書院ですね、いいと思いました。生活については東京書籍。図工につきましては日文。家庭については開隆堂がざっくり見て、そういうふうに感じました。

- 委員長(佐々木勝男君) それでは私の意見ですね。私のほうは、地図については東書を選びました。生活、これは東書を選びました。図工、日文を選びました。家庭、開隆堂を選びました。

それでは、地図、生活、図工、家庭について、御意見出たわけですが、地図については帝国書院が3名ということで、多数決に従えば帝国書院というようになると思います。生活につきましては、東京書籍が3名、図工、日文4名、家庭、開隆堂3名ということでございますが、後藤委員さんのほうでは、どちらかには比較できないということでしたが、今それぞれの選択でよろしいですか。

- 3番委員(後藤眞琴君) それで結構です。
- 委員長(佐々木勝男君) そのような方向でよろしいということですが、そうすると、地図が4名、生活は東京書籍に4名、図工は日文が5名、家庭科は開隆堂が4名ということになります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(佐々木勝男君) では、そのように絞られましたので、お願いしたいと思います。

次に、あとは事務局のほうから社会につきましては、戦争の記述について、東京書籍のほうの内容を見ていただきたいということですが、御意見をいただきたいと思います。全体で東京書籍が選ばれたときに、社会の戦争に関する指導はこういうふうにあったほうがいいのではないかというような要望などもあろうかと思いますが、教科書でというような取り扱いになろうかと思いますが、はい、どうぞ。

- 2番委員(成澤明子君) 戦争の教え方ですか。
- 委員長(佐々木勝男君) 戦争の記述に関することで。
- 2番委員(成澤明子君) もう既に東書に決まったと思うのですけれども、光村は日本国憲法第9条も書いてあるので、指導する側としてはとても指導しやすいという点もあったのかなと思うのですが、もう東書に決まってしまったので、仕方がないですね。
- 委員長(佐々木勝男君) はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 私もいま成澤委員さんの件で見ましたら、平和主義を掲げてありながら、憲法9条を挙げていないのですよね。だから、挙げてあるのは今言った光村、そこだけなのですけれども、その辺のところでは先生方はどんなことを考えていらっしゃるのかなというふうに、何もわからないで考えた次第です。

あと、選定とは直接関係ないのですが、これ僕、読むのに随分時間かかったのですけれども、これ、美里町教育委員会が出している教科用図書について、小学校編ですけれども、これは誰がつくられたのか。

○教育総務課主事（渡邊 聡君） こちらは大崎地区の採択協議会の中の専門委員会という機関がありまして、その専門委員会には、学校の先生、各構成市町、大崎市とか、美里町とか、各町の学校の先生方が選ばれて、その中で調査研究した内容を協議会のほうから教育委員会のほうに提供いただいたものになっています。

○3番委員（後藤眞琴君） ああそうですか。どうもありがとうございます。

委員長、余計なことですけれども、これを読んでいて、わからないことがあったので、こういう意味ですかというのを勉強させていただきました。

○委員長（佐々木勝男） 佐藤委員さんはどうですか。

○4番委員（佐藤三昭君） 特にありません。

○委員長（佐々木勝男君） では、教育長さんのほうから。

○教育長（佐々木賢治君） 意見がありません。

○委員長（佐々木勝男君） 意見なしと。

それでは私のほうからもふるさと意識、ふるさとの問題を多少取り上げているということを考えると、社会のほうは東京書籍で。社会につきましては、絞られてございますので、特に戦争の記述についてということで、御意見をいただきました。

それでは、資料のつづられている、平成27年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）あと小学校用採択希望案ということ、4ページにわたりまして書名、種目、業者、そして、採択希望というようなことで、教育委員会としては、採択希望のところを全てにわたって丸をしてございます。このことについては、このような希望案についてよろしいかということでお伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐々木勝男君） 採択希望の丸がついているところ、これについてはよろしいということでございますので、そのように決めます。よろしくお伺いしたいと思います。

教科用図書の採択に関することでは、その他協議する項目はございますか。あとよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木勝男君) 特になしということですね。

それでは、日程第7の平成27年度使用教科用図書の採択希望については以上で終了させていただきます。

審議事項、協議事項については以上でございます。そのほかについては特にありますか。

(「ありません」の声あり)

ありませんね。では、一切の審議事項、協議事項について終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

正午 閉 会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 8月22日

委員長

署名委員

署名委員